

八代市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年9月2日(火) 午前9時30分から午前10時25分

2. 開催場所 八代市役所 3階301会議室・302会議室

3. 出席委員 (18人)

松本吉充
松田浩一郎
萩本一浩
鞍本敏男
有馬日夫
笹岡健一
矢鉾次義
湯野和也
内田孝光
木村秀子
橋本一郎
平野英明
宮本光次郎
上原 誠
本田友治
吉永安圭美
黒田浩一郎
湯治裕子

4. 欠席委員

松田林一

5. 出席推進委員 (26人)

吉田和功
本田あゆ子
廣瀬範明
齊藤光幸
中西千代志
井戸繁夫
益田知明
森本健
澤野豊美
川上貴博
山崎嘉智
西田ちみ子
有村敏之
高木 淳
杉本秀雄

杉山秀治
槌田浩二
久保田幸男
草原光雄
宮崎修
村田裕之
緒方道弘
今村初幸
金水光
宮山卓也
岩村広人

6. 議事日程

- | | | |
|----|--------|------------------------------|
| 第1 | 議案第33号 | 農地法第3条（委員会）について |
| 第2 | 議案第34号 | 農地法第4条（知事）について |
| 第3 | 議案第35号 | 農地法第5条（知事）について |
| 第4 | 議案第36号 | 農地法第5条事業計画変更申請について |
| 第5 | 議案第37号 | 基盤強化法（農用地利用集積計画の公告）について |
| 第6 | 議案第38号 | 農地中間管理事業法【農用地利用集積計画一括方式】について |
| 第7 | 議案第39号 | 農地中間管理機構による農用地の買入協議について |
| 第8 | 議案第40号 | 非農地証明願について |
| 第9 | 議案第41号 | 農地法第3条買受適格者証明（委員会）について |

7. 農業委員会事務局職員

局長	柿本	光明
主幹兼係長	田中	学
参事	井上	真由美
主任	竹見	清之
主事	村田	茜

8. 会議の概要

事務局

総会の開催に関し、注意事項を申し上げます。
ご発言につきましては、会場の正面に設置しております演台の場所にて発言をお願いします。
総会時間の短縮や議事録作成の観点から、簡潔明瞭なご発言をお願いします。
それでは、ただいまから8月の総会を開会したいと思います。
本日は松田委員から欠席の連絡をいただいております。本日の出席委員は、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
それでは、会議規則のとおり、会長に議長をお願いし、議事の進行をしていただきます。よろしくお願いいたします。

議長

皆さん、こんにちは。
それでは、8月の農業委員会総会を始めます。総会の審議がスムーズに進行しますよう、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。最初に、本日の議事録署名委員を指名します。
3番 宮本光次郎委員、4番 鞍本敏男委員にお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、今月は法の性質上、先に審議しなければならない議案がありますことから、議案書の議案番号順とならず、前後して進行しますので、よろしくお願いいたします。
それでは、最初に議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第33号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案書1ページから2ページのとおり付議いたします。
今月の所有権移転申請は、売買による取得が6件ありました。地目は、田 2万7,641㎡、畑 152㎡、計 2万7,793㎡です。内容につきましては、議案書記載どおりです。これらは、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします

1番、太田郷

推進委員

太田郷地区の益田です。農地法第3条について申請番号1から4まで続けて説明します。8月22日に現地を有馬委員と確認しました。申請番号1と2については合わせて説明します。譲渡人は相手方の要望により売り渡すものです。譲受人は自ら所有する農地に隣接した借入地を取得するものです。今回の申請は規模拡大のためですので、周辺農地への影響はないと思います。続きまして、申請番号3番について説明します。譲渡人は後継者がおらず、営農を続けるのが困難な状況です。譲受人は所有農地に隣接する農地を取得し、規模拡大するものです。周辺農地に影響は

	<p>ないものと思います。申請番号4番について説明します。譲渡人は経営規模縮小するものです。譲受人は、自ら所有する農地に隣接する農地を取得するものです。周辺農地への影響はないと思います。以上、地元としては何ら問題ないと考えていますのでご審議方よろしくお願ひします</p>
議長	<p>5番、金剛</p>
推進委員	<p>金剛地区の高木です。申請番号5番について説明します。8月23日、木村農業委員、有村推進委員と現地確認をいたしました。譲渡人は離農するという事です。譲受人は後継者もおり、規模拡大を考えており、何ら問題はないものと思います。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>6番、千丁。</p>
推進委員	<p>千丁地区担当の草原です。申請番号6番について説明します。譲渡人は高齢で後継者がおらず、営農継続が困難な状況です。譲受人は米及び露地野菜を栽培し、後継者もおり、意欲的に営農に取り組んでいます。今回の申請も規模拡大のためです。周辺農地への影響はなく、地元としては何ら影響はないと考えています。審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>異議がなければ挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員ということで認めることといたします。よって申請を許可いたします。</p> <p>次に、議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請について、議案書3ページのとおり付議いたします。</p> <p>今月の申請は2件で、内容につきましては、議案書記載のとおりです。</p> <p>それでは、最初に農地転用許可の立地基準について説明いたします。1番の案件は、用途地域内の農地であるため、許可は可能と判断しました。なお、無断転用であることから、追認許可を得るための始末書が添付されております。2番の案件は、10ヘクタール以上の広がりのある区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、既存の施設の拡張に係る部分の面積が、既存施設の敷地の面積の2分の1超えないものになることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。なお、無断転用であるこ</p>

とから、追認許可を得るための始末書が添付されております。

次に、一般基準について説明いたします。農地転用の確実性や、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、すべての案件が、許可は可能と判断いたしました。

それでは、ご審議方よろしくお願いたします。

議長

ただいま、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします

1 番、太田郷。

推進委員

太田郷地区担当の益田です。申請番号1番について説明します。8月22日、有馬農業委員と申請地の確認を行いました。申請地は、幹線道路が交わる行政関係庁舎近く、商業施設等が集まる地域内に位置しております。申請者は、父親の代より、申請地を含め5筆の土地を駐車場及び資材置き場として利用しております。この度、相続により、そのうちの2筆が農地のままだったことが判明し、今回申請を行うものです。

申請地の周囲には農地はなく、影響は及ぼしません。以前より駐車場として無断転用されており、始末書が添付されております。ご審議方よろしくお願いたします。

議長

2 番、金剛

推進委員

金剛地区担当の有村です。申請番号2番について説明します。8月22日、木村農業委員、高木推進委員と申請地の確認を行いました。申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇から△△△メートルほど入ったところにあります。申請人は、□□□の販売・修理等の業を営んでおり、50年近く前に、□□□置き場等が手ぜまであったことから、これらの用地として無断転用し、現在に至っております。

申請地の北側は〇〇〇〇〇〇施設、東側は自宅、西側と道路をはさんだ南側に農地がありますが、日陰となるなど農地に悪影響はないと思います。

申請地は、以前より、□□□置き場、資材置き場として無断転用されており、始末書が添付されております。ご審議方よろしくお願いたします。

議長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ということで認めることといたします。よって申請を許可いたします。

次に議案第36号 農地法第5条事業計画変更承認申請について、を先に審議いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局	議案第36号 農地法第5条事業計画変更申請について、議案書9ページのとおり付議いたします。
	<p>今月の申請は1件で、その内容は、議案書記載のとおりです。1番の案件は、令和6年8月6日付けで、農地転用許可を受けた事業計画について、新たに隣接する土地を取得し、事業計画区域を拡張するために必要となる承認申請です。当初の転用目的と変更なく個人住宅として利用する内容となっています。申請地は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、承認できると判断しました。なお、この案件については、議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について、4ページの申請番号3番と同時に申請がなされております。それでは、ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いします。</p> <p>1番、太田郷。</p>
推進委員	<p>太田郷・代陽地区担当の益田です。申請番号1番について説明します。8月22日、有馬農業委員と申請地の確認を行いました。申請地は用途地域内にあり、転用目的は申請地の西側を個人住宅として取得しましたが、侵入路が狭く、侵入が困難なため、隣接する申請地を買受け、敷地を拡張し、侵入路と駐車場として一体的に利用するものです。申請地は日照、排水等農地への影響はなく、何ら問題がないと思います。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>異議がなければ挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員ということで認めることといたします。</p> <p>次に、議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案書4ページから8ページのとおり付議いたします。</p> <p>今月の申請は、所有権移転が11件、使用貸借権が2件、賃貸借権が3件合計の16件で、内容につきましては、議案書記載のとおりです。</p> <p>それでは、最初に農地転用許可の立地基準について説明いたします。4ページの1番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。2番の案件は、農業公共投資の対象となっていない、10ヘクタール未満の、小集団の、生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。無断転用により土地選定の代替地はなく、許可は可能と判断しました。なお、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。3番の案件は、先程ご審議いただいた、議案第36号 農</p>

地法第5条事業計画変更 9ページの申請番号1番と同時申請されている案件となります。当初の転用目的と変更なく、個人住宅として利用しますが、新たに隣接する土地を取得し、事業計画区域を拡張する内容となっています。申請地は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。4番の案件は、おおむね10ヘクタール以上の広がりのある区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、拡張に係る部分の敷地の面積が、既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないことから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。次に、5番と6番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。7番の案件は、おおむね10ヘクタール以上の、広がりのある区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の、日常生活に必要な施設で、集落に接続して設置されること、また、土地選定の代替地について検討済みであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。8番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。続きまして、9番及び次の7ページ10番の案件は、農用地区域内にある農地に区分されますが、一時的に利用するものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、また土地選定の代替地について検討済みであることから、一時転用許可は可能と判断しました。

なお、転用期間は両案件ともに令和16年9月5日までの10年間となっています。また、9番の案件につきましては、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。11番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。なお、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。12番の案件は、おおむね10ヘクタール以上の広がりのある区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されること、また、土地選定の代替地について検討済みであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。13番の案件は、上・下水道の2管が埋設されている道路の沿道で、おおむね500m以内に、2以上のその他の公共施設又は公益的施設がある農地のため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

8ページをお願いします。14番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。15番の案件は、おおむね10ヘクタール以上の広がりのある区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の、日常生活に必要な施設で、集落に接続して設置されること、また、土地選定の代替地について検討済みであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。なお、一部無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。16番の案件は、おおむね10ヘクタール以上の広がりのある区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されること、また、土地選定の代替地について検討済みであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。

次に、一般基準について説明いたします。農地転用の確実性や、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないこと、などから、すべての案件が、許可は可能と判断いたしました。

それでは、ご審議方よろしくお願いたします

議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。</p>
	<p>1番、八千把。</p>
推進委員	<p>八千把校区担当の中面です。申請番号1番について説明します。申請地は〇〇〇町の□□□□□□より東へ△△△メートルいったところで、周りが住宅地で、現況荒地状態の農地で、ここを4区画の宅地分譲地にしたいといった申請になります。何ら問題ないと思います。審議をお願いします</p>
議長	<p>2番、松高。</p>
推進委員	<p>松高・八代地区担当の井戸です。申請番号2番について説明します。8月22日、鞍本農業委員と申請地の確認を行いました。申請地は、県道□□□線から〇〇メートルほどの住宅地の中にあります。申請地は、譲受人の自宅隣奥にあります。譲渡人が作業用通路等もないことから打診があり、3年ほど前から譲受人が家庭菜園及び花壇として利用されておりました。この度、譲渡人から正式に譲渡したい旨の相談があり、これを買って受けて家庭菜園及び花壇として利用するものです。</p> <p>申請地は、住宅地の奥にあり、通路がないことから、他人が耕作することは困難なこと、その広さなども考え合わせれば、これまでどおり、譲受人が家庭菜園等として利用することは妥当であると考えます。</p> <p>なお、本案件は、無断転用であることから、始末書が添付されております。ご審議方よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>3番、太田郷。</p>
推進委員	<p>太田郷・代陽地区担当の益田です。申請番号3番について説明します。8月22日、有馬農業委員と申請地の確認を行ないました。申請地は用途地域内にあり、転用目的は、申請地の西側を個人住宅として取得しましたが、侵入路が狭く、侵入が困難なため申請地を買って受け、敷地拡張し、侵入路と駐車場として一体的に利用するものです。申請地は、日照、排水等農地への影響はなく、何ら問題ないと思います。次に申請番号4番について説明します。8月22日、有馬農業委員と申請地の確認を行ないました。申請地は、新八代駅北側に位置し、転用目的は既存の敷地内に△△△△△を増設するにあたり、大型トラックや来客用駐車場が不足するため、申請地を買って受け、敷地を拡張し、駐車場として利用するものです。西側に農地はありますが、日陰は生じず、影響はなく、何ら問題はないと思います。ご審議方お願いします</p>
議長	<p>5番、植柳。</p>
推進委員	<p>植柳・麦島地区担当の川上です。申請番号5番について説明します。8月22日、矢鉾農業委員と申請地の確認を行いました。申請地の転用目的は、個人住宅を建築したいということです。申請地は都市計画区域内にあり、住宅や道路に囲まれていて、周辺農地への影響はないと思いますが、申請地は既に埋立て・整地されており、これは譲渡人が農地法を知らずに行ってしまったということです。始末書が添付されております。ご審議方よろしくをお願いします。</p>

議長

6番、高田。

推進委員

高田地区担当の山崎です。申請番号6番から8番について説明します。8月24日、湯野農業委員と申請地の確認を行いました。申請番号6番、申請地は、□□□より△△△メートル東側にあり、休耕田であります。宅地化が進んでいる場所でもあります。何ら問題ないと思われます。申請番号7番、幹線道路より○○○メートルほどに位置しています。道路沿いに住宅、事業者等が連なった場所にあります。申請人は、近隣で借家住まいであったものを、実家である両親宅隣、父親所有の農地を借り受け、個人住宅を建設するものです。高齢の両親の面倒をみるのにも最適であると、申請地を選定されております。南側と東側に農地がありますが、日陰は生じず、影響はなく、何ら問題はないものと思われます。申請番号8番、申請地は幹線道路から△△△メートル程度の住宅地にあります。周りは住宅地であり、何ら問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

9番、日奈久。

推進委員

日奈久地区担当杉本です。申請番号9番から11番について説明します。8月26日橋本委員と現地調査をしました。9番について説明します。場所は新しくできる○○川下流の△△△△△△△△△から北西へ□□□メートルの場所です。借り手は陸上で○○○○を養殖されています。無断転用でしたので申請されました。10番は9番の申請地の横に位置し、△△△△養殖の評判がいいので、国産陸上養殖□□□□の生産拠点として整備するもので、生簀を増設するそうです。同時にアクアポニックスという栽培方法で、化学肥料や農薬を使わない水耕栽培でトマトを栽培する予定です。11番、申請者は申請地の売買を申し込まれていましたが、出し手の方が相続手続きができず、先に駐車場を作って使用されておりました。この度、登記の手続きができるようになり、申請されました。よろしく審議お願ひします。

議長

12番、千丁

推進委員

千丁地区担当の植田です。申請番号12番について説明します。8月27日、上原農業委員と申請地の確認を行いました。申請人は○○○○○○○の設計・施工などを行う会社の代表者です。熊本地震以降、業務量が増大しており、これまで使用している資材置き場、事務所が手狭となり、必要面積、大型トレーラーの旋回、取り回しも可能な幅員8メートル以上の道路沿い等の条件を満たす申請地を買い受け、資材置き場及び事務所を設置し、自らが代表を務める会社に貸し付ける目的で転用する計画です。

申請地は、県道沿い、集落の端にあたり、西側に住宅、南・東・北側の県道・市道に囲まれ、これらの道を挟んだ農地がありますが、影になることなどもなく、周辺農地への影響はないと思われます。担当としては、何ら問題ないと考えておられますので、ご審議方よろしくお願ひします。

議長

13番、千丁。

推進委員

千丁地区担当の久保田です。申請番号13番について説明します。8月27日、上原農業委員他3名と申請地の確認を行いました。申請地は、□□□から△△△メートル弱、○○○○○から△△△メートルほどの場所となります。申請人は、□□

業を営んでおり、この度、事業拡大に向け、父親からその自宅近くの申請地を借り受け、新たに、事業用の資材置き場及び個人住宅を建設する計画です。

申請地は、住宅地に囲まれており、道路を挟んで北側に農地がありますが、倉庫、住宅とも平屋建てであり、一日中日陰になることもなく、影響はないものと思います。

申請地は、以前より駐車場として無断転用されており、始末書が添付されています。ご審議方よろしく申し上げます。

議長

14番、鏡。

推進委員

鏡地区担当の村田です。申請番号14番について説明します。8月25日、本田農業委員と申請地の確認を行いました。申請地は、〇〇〇〇〇〇〇線沿いの商業施設が点在する周辺の集落内にあります。申請人は、近隣で借家住まいでありましたが、手狭となったため、今回、父親等との二世帯住宅を建築し、また父親が△△△を経営している関係から、併せて□の格納庫、作業場、資材置き場としても利用する計画です。

申請地の北側は集落、南側は道路、西側は道路を挟んで農地、東側は農地に接してありますが、一日中日陰となるなど影響はないものと思われます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長

15番、鏡。

推進委員

鏡地区担当の宮崎です。申請番号15番について説明します。8月20日、本田農業委員と申請地の確認をしました。申請地は〇〇〇〇より△△△メートルほどに位置し、道路沿いに住宅、事業所等が連なった場所にあります。申請人はアパート住まいであったものを実家である両親宅隣り、祖父所有の農地を借り受け、個人住宅を建設するものです。将来、実家の農業を継ぐことから、申請地を選定されています。西側に農地がありますか、日陰は生じず、影響は無く、何ら問題ないものと思われます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長

16番、鏡。

推進委員

鏡地区担当の金水です。申請番号16番について説明します。8月17日、本田農業委員と申請地の確認を行いました。申請地の転用目的は、自らが運営する□□の利用者・関係者の駐車場が不足するため、それに隣接する農地を駐車場とするものです。申請地は集落に接し、南側東側に農地がありますが、日照、排水等農地への影響はなく、何ら問題はないものと思われます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ということで認めることといたします。

次に、議案第37号 農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第37号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による、農用地利用集積計画を、議案書10ページから24ページのとおり付議いたします。

今月は、貸借権設定が18件、面積は10万2,604平方メートル、所有権移転が7件、面積は3万1,185平方メートルです。これら、申請のあった案件につきましては、農用地等の効率的利用や、農作業の常時従事など、各要件を満たしていると考えます。

なお、この基盤強化法による、農用地の売買では、農地中間管理機構へ譲渡した場合など、譲渡所得の特別控除が受けられる優遇措置が取れますので、農地として、売買の相談があった場合は、事務局にお尋ねいただきますよう、お願いいたします。今月の、熊本県農業公社との、農地の所有権移転は、9月9日、月曜日に実施いたします。関係する地区は、井揚町、沖町、北平和町、鏡町北新地の予定です。地区の担当委員さんにおかれましては、ご出席いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

以上で説明を終わります。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

質問がなければ、これは農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することといたします。

次に、議案第38号 農用地利用集積計画の一括方式について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第38号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について、議案書25ページから36ページの

とおりに付議いたします。

今月の農用地利用集積計画は、賃借権設定が21件で、面積は、12万4,817平方メートルです。これら申請のあった案件につきましては、農用地等の効率的利用や、農作業の常時従事など、各要件を満たしていると判断されます。

議案第38号の説明につきましては、以上です。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

質問がなければ、これは農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することといたします。

次に、議案第39号 農地中間管理機構による農用地の買入協議について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第39号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第3条第2項の規定による、農地中間管理機構への買入れ協議の要請を、議案書37ページのとおり付議いたします。

今回、議案書記載の所有者から、8月13日に同法附則第3条第1項の規定による、所有権移転のあっせん申出がありました。しかし、不調に終わったため、八代市長に対し、同法附則第3条第1項の規定により、当該農用地の所有者に通知をするよう、要請をするものです。買入れ協議制度における、市長への買入れ協議の要請は、農用地の所有者から利用権の設定等について、あっせんを受けたい旨の申出があった場合は、認定農業者等に農地を利用集積するため、一旦、熊本県農業公社が買入れることを必要と認め、市長から、所有者と県農業公社で、買入れについて協議をしてください、ということを知りたくて通知していただくものです。

この買入れ協議の通知は、買入れ協議制度を適用する場合の必須要件となっております。制度の対象となる農地は農用地等であり、受け手は、認定農業者が優先され、買入れ協議が成立しますと、所有者は、1,500万円までの譲渡所得の特別控除が受けられることとなります。以上で説明を終わります。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ということで可決されました。八代市長に買入れ協議の要請をいたします。

次に、議案第40号 非農地証明願について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第40号 非農地証明願について、議案書38ページのとおり付議します。

今月の申請は1件で、その内容は議案書記載のとおりです。1番の案件は、宅地であることの証明願です。申請地は、以前より宅地として利用していましたが、今般、地目が農地であることが判明しました。固定資産税課税明細書により、昭和21年、住宅が建築されており、このことから、農地法施行日、昭和27年10月20日以前から引き続き非農地であった土地であり、8月5日に、金剛地区農業委員・農地利用最適化推進委員による現地調査を行った結果、非農地と判断しているところです。

ご審議方お願いいたします。

議長

ただいま、事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いします。

1番、金剛。

推進委員

金剛地区担当の西田です。1番の案件について、8月5日に事務局職員、内田農業委員、石田推進委員と現地を確認しました。昭和21年に住宅が建てられており、農地法が施行される前のことで、非農地として認められると思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ということで、認めることとし、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないため、証明書を交付することに決定いたします。

次に、議案第41号 農地法第3条買受適格者証明について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第41号 農地法第3条買受適格者証明について、議案書39ページのとおり付議いたします。

今月の証明願は3件で、内容につきましては議案書記載のとおりです。まず、買受適格証明について説明いたします。買受適格証明は、競売・公売参加者が農地法で定める適格者であるかどうかを証明するもので、農地法の許可の権限を有する農業委員会が交付することになっております。農地の競売に参加できるのは、買受適格証明の発行を受けた農地法上の適格者のみとされています。また、買受適格証明の発行の判断基準につきましては、耕作目的で取得をしようとするならば、農地法3条許可申請の可否と同趣旨となります。証明書の交付後、競売に参加して最高価買受申出人となった者は、農地法3条の許可申請を行うこととなります。

今回、議案書記載の出願人につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、交付要件のすべてを満たしていると考えます。それでは、ご審議方よろしくお願いたします。

議長

ただいま、事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いします。

1番、郡築。

推進委員

郡築担当の吉田です。申請番号1と2、同じ案件ですので合わせて説明いたします。8月24日に地区担当委員4名で現地確認しました。農地の競売に参加するためには、農業委員会が交付する買受適格者証明書が必要となります。今回新たに2名の方が申請されております。2名とも昨年、農業公社を通して農地を取得しており、経営拡大中でございます。さらに拡大したく申請に至ったということでございます。2名とも農業経営に積極的に取り組んでおり、何ら問題がありません。ご審議をお願いします。

議長	3番、太田郷
推進委員	太田郷地区の益田です。3番について説明します。出願人は玉名市に居住し、玉名市で認定農業者として3ヘクタール以上営農されています。今回は八代市に転居し、ハウスを利用してミニトマトを栽培する予定と聞いております。地元委員として何ら問題ないと考えております。ご審議方よろしく申し上げます
議長	<p>以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>異議がなければ挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員ということで、認めることといたします。よって、証明書の交付を許可いたします。</p> <p>本日予定の議案は全て終了しました。</p> <p>今月は、許可不要転用届、農地法第18条第6項の規定による合意解約の届出がありましたので、報告します。</p> <p>これもちまして、8月の八代市農業委員会を閉会いたします。</p>

八代市農業委員会会議規則第19条第1項の規定により署名する。

令和6年9月2日

八代市農業委員会 会長

八代市農業委員会 委員

八代市農業委員会 委員